

# 玉掛け技能講習 案内書

## 法令根拠 講習内容

- 労働安全衛生法第61条では、事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者等資格を有するものでなければ、当該業務につかせるはならないと規定し、政令指定業務への就業が制限されています。
- そして、労働安全衛生法施行令第20条第16号により、制限荷重が1トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務が、就業制限業務として定められています。
- この講習は、関係法令及び厚生労働大臣告示で定められた科目と時間数の講義により必要な知識と技能を習得し、玉掛け作業に従事させる際に必要となる技能講習の資格を取得していただくためのものです。

## 申込方法

受付開始：原則、開催日の2ヶ月前(その日が土・日、祝祭日の場合はその翌日)  
 申込締切：開催日の2週間前(その日が土・日、祝祭日の場合はその前日)なお、定員に達した場合は締切日前でも締め切ります。  
 手続方法：窓口申込、郵送申込(現金書留、銀行振込)の方法があり、詳細はホームページを参照ください。



## 受講資格

- 次の運転士免許所有者(クレーン、デリック、移動式クレーン、揚貨装置)
  - 次の技能講習修了者(床上操作式クレーン運転、小型移動式クレーン運転)
  - 上記に該当しない者
- ※上記(1)、(2)に該当する方は、免許証又は修了証の写しが必要です。

## 講習科目 講習時間

| 講習科目  |                            | 時間  |
|---|----------------------------|-----|
| 学科講習  | クレーン等の玉掛けの方法               | 7時間 |
|   | 玉掛けに必要な力学に関する知識            | 3時間 |
|   | クレーン等に関する知識                | 1時間 |
|   | 関係法令                       | 1時間 |
| 修了試験  | 以上の講義終了後に実施                | 1時間 |
| 実技講習  | クレーン等玉掛けの方法                | 6時間 |
|   | クレーン等の運転のための合図(実技終了後に実技試験) | 1時間 |
| 合計20時間 … この時間は休憩時間を含んでおりません。<br>実際の講習では休憩時間を考慮した時間配分となっております。 |                            |     |

## 受講料

| 受講資格区分   | 受講料(税込) | テキスト代(税込) | 合計(税込)  |
|----------|---------|-----------|---------|
| (1)又は(2) | 19,800円 | 1,730円    | 21,530円 |
| (3)      | 22,000円 |           | 23,730円 |

※キャンセルの場合の取扱いについては、協会ホームページをご確認ください。

## 助成金

建設事業主等に対する人材開発支援助成金対象講習です。  
 詳しくは愛媛労働局助成金センター(089-987-6370)へお問い合わせください。

## 修了証

全科目を受講し、修了試験に合格した方に対して、後日、修了証を交付いたします。

## その他

- 2日間の学科終了後、実技講習を受講していただきますが、日程、時間、会場等については、学科当日、本人に連絡します。
- 受講申込者数によっては、実技講習の日程を変更することがあります。
- 実技講習日は、作業服、保護帽、安全靴、革手袋等、雨天の場合は雨具を持参ください。